

# 社会福祉施設等への看護師の 日雇派遣について

「民間事業者の質を高める」 (一社) 全国介護事業者協議会  
2020年12月11日 (金)

# 団体概要

名称 : 「民間事業者の質を高める」  
(一社) 全国介護事業者協議会 (通称: 民介協)

設立 : 2002年発足

会員数 : 623 (令和2年3月末) 全国8ブロックにて活動  
在宅系介護サービスを提供する会員が中心

事業内容 :

- ・ 各種研修会の実施 (全国ならびに各ブロック)
- ・ 情報の集約と発信
- ・ 各種補助金事業の実施

# 社会福祉施設等への看護師の日雇派遣への考え方

## <日雇派遣のニーズ>

- 介護事業サービスごとに人員基準があり（5頁を参照）、人員欠如の場合は減算（70/100の算定）もしくは指定の取り消しとなる。
- ニーズ調査でも「看護職員の派遣労働者を就業させる理由」の1位（73.1%）は「人員基準を満たすため」である。また2位（52.6%）は欠員補充（産休・育休・介護休暇を除く）である。
- また、介護サービス事業者の「看護職員の過不足状況」を見ると44.8%（「大いに不足」5.3%、「不足」14.4%、「やや不足」25.1%）の事業所が不足と回答し、そのうちの42.5%が「臨時的・突発的な人手不足」である。



- このような状況では、看護師の日雇派遣は、短期的かつ突発的な人員不足解消のための有効な手段の一つと考えられ日雇派遣側の働き方の都合とマッチングすれば双方にとってメリットがある。
- 看護師を募集しても雇用できない環境の中で、
  - ・利用者の安心感や「なじみの顔」によるケアと
  - ・身体状態の観察や把握、生命維持に必要な処置などの双方の目的を果たすための看護師の直接雇用は無理が生じている。前者は介護職が行うことでカバーできるが後者は看護師の知識・技術であり他の者でカバーすることが出来ない。

# 社会福祉施設等への看護師の日雇派遣への考え方

## <看護師の業務内容>

- ・バイタルチェック（体温・血圧チェック、観察等）  
入浴等の可否判断
- ・見守り、食事介助、口腔ケア、入浴介助、排泄介助、機能訓練
- ・各種処置（軟膏塗布、インスリン注射、点滴、  
酸素療法、喀痰吸引、緊急時対応等）
- ・連携業務（主治医、ケアマネージャー、薬局等）

# 社会福祉施設等への看護師の日雇派遣への考え方

## <看護師の派遣に関する課題>

- ・派遣事業者はS N Sで募集し、応募があれば面接もせず介護事業所へ紹介することがあり、中には処置（呼吸器の管理、人工肛門の処理、気管切開の対応等）のできない看護師を派遣されたことがある。派遣会社側の応募者の能力把握や派遣事業所での詳細な業務内容の把握などを十分にさせていただく必要がある。
- ・派遣看護師が時間になっても出勤しない、連絡がつかない等で、業務に支障をきたしても派遣事業者は何の責任も取らない。緊急連絡先へ問い合わせても2～3日経っても何の連絡も無いといった事例もあり、雇用管理をしっかりとさせていただく必要がある。
- ・顧客の視点から見ると、普段から接していない者が要介護者に状況把握不足のままサービスを実施するだけとなるため、要介護者や家族との信頼関係が形成されていない状況で尊厳の尊重をどこまで担保できるのかが課題である。
- ・毎年、派遣看護師の派遣料の値上げを要求される。介護報酬は公定価格であるが、派遣会社を多く利用することになると介護事業者ではなく派遣会社という周辺事業が潤う構造になる。介護報酬の一部は派遣会社へ流れていくことになる。派遣会社の利用を必要最小限とし、いかに直接雇用により看護師を確保していくかが課題。

# (参考) 代表的な介護サービスの看護職員の人員基準

## 【通所介護】

従業者の員数（居宅基準第93条）

看護職員については、提供時間帯を通じて専従する必要はないが、当該看護職員は提供時間帯を通じて指定通所介護事業所と密接かつ適切な連携を図るものとする。

（中略）なお「密接、かつ適切な連携」とは指定通所介護事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などを確保することである。

## 【訪問入浴】

従業員の員数（居宅基準第45条）

指定訪問入浴介護の提供に当たる従業者の員数は次のとおりとする。

- 一 看護師又は准看護師1以上
- 二 介護職員2以上

## 【特定施設入居者生活介護】

従業者の員数（居宅基準第175条）

看護職員の数はこのとおりとすること。

- (1) 利用者の数が30を超えない指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、1以上
- (2) 利用者の数が30を超える指定特定施設にあっては、常勤換算方法で1に利用者の数が30を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

## 【小規模多機能型居宅介護】

従業員の員数（基準第63条）

- ホ 小規模多機能型居宅介護従業者のうち1以上の者は、看護師又は准看護師でなければならないこととされているが、看護師又は准看護師は、常勤を要件としておらず、毎日配置していなければいけないということではないものである。